

入間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、<u>33万円</u></p>

の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち
給与所得者等の数が2以上の場合にあつて
は、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算
した金額に被保険者及び特定同一世帯所属
者1人につき52万円を加算した金額を超え
ない世帯に係る納税義務者(前2号に該当す
る者を除く。)

ア～エ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険
税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民
健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所
属者が、前年中に所得税法_____
- _____第35条第3項に規定する公的年金等に係
る所得について同条第4項に規定する公的年
金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限
る。)の控除を受けた場合における第21条の規
定の適用については、同条中「法第703条の5
に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあ
るのは「法 第703条の5に規定する総所得金
額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金
等に係る所得については、同条第2項第1号の
規定によつて計算した金額から15万円を控除
した金額によるものとする。)及び山林所得金
額」と、「110万円」とあるのは「125万円」と
する。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税
の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険
の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法
附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合に
おける第3条、第6条、第8条及び第21条の規
定の適用については、第3条第1項中「及び山
林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの
は「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4
項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措

_____に被保険者及び特定同一世帯所属
者1人につき52万円を加算した金額を超え
ない世帯に係る納税義務者(前2号に該当す
る者を除く。)

ア～エ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険
税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民
健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所
属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第3
3号)第35条第3項に規定する公的年金等に係
る所得について同条第4項に規定する公的年
金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限
る。)の控除を受けた場合における第21条の規
定の適用については、同条中「法第703条の5
に規定する総所得金額_____」とあ
るのは、「法第703条の5に規定する総所得金
額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金
等に係る所得については、同条第2項第1号の
規定によつて計算した金額から15万円を控除
した金額によるものとする。)」
- _____と
する。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税
の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険
の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法
附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合に
おける第3条、第6条、第8条及び第21条の規
定の適用については、第3条第1項中「及び山
林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの
は「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4
項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措

置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。